

令和元年 7 月 真鶴町教育委員会定例会要旨 会議録

期 間： 令和元年 7 月 22 日（月） 午後 2 時 10 分より

場 所： 真鶴町民センター 第 2 会議室

出 席 者： 牧岡努教育長、瀧本朝光委員（教育長職務代理者）、
草柳栄子委員、佐々木美穂委員、松野司委員
岩本幹彦教育課長、後藤由多加指導主事、
大竹建治生涯学習係長、奥村裕学校教育指導員
書記：小野真人学校教育係長、秋澤勝太主事

欠 席 者： なし

傍 聴 者： なし

議事

1 開会

教育長あいさつ

2 教育長の報告

（1）学校教育に係る部分について

- ・園・学校の様子に関する事
- ・児童生徒指導に関する事
- ・学校の安全に関する事
- ・その他

（2）生涯学習に係る部分について

- ・スポーツ・文化事業に関する事
- ・青少年育成に関する事
- ・文化施設に関する事
- ・その他

3 協議事項

（1）町民スポーツ推進計画(案)について

協議事項の 1 つめ。町民スポーツ計画案についてです。これは私の方からお願いします。資料 1 をご覧下さい。町民スポーツ計画案につきましては、もう 2 年ほど前になりますが、総合教育会議の中で教育の魅力化という計画を検討

していただき、そこで、この方向でいきたいと思いますということで決めています。この教育の魅力化推進計画は学校教育編と社会教育編がありまして、町民スポーツ推進計画はこの教育の魅力化推進計画の社会教育編の中、それを踏まえてということになります。社会教育の分野での魅力化推進計画は全部で7項目ありますが、その6項目目に生涯スポーツの推進ということで、町民の運動に親しむ習慣及び健康作りに向けた生涯スポーツ活動を推進するというのがあります。これを踏まえて、具体的な計画として町民スポーツ推進計画という案を今日提示させていただきます。

内容を説明します。(1)目標から3内容の(2)までは町民スポーツ推進計画案に示すとおりです。内容(3)既存のスポーツ事業の見直しと充実についてです。教育委員会等が主催するスポーツ事業について、次の内容について「気軽に」「みんなで」「楽しく」を視点として点検を行い、できるものから改善します。①町民運動会、②健康マラソン、③ソフトバレーボール大会、④ソフトボール大会、ここまでが教育委員会主催、または自治会の主催になります。⑤ふれあいスポーツ大会は健康福祉課の主催ですが、これは今後、健康福祉課と調整をしていく必要があると思っています。このことについて、今年度全て見直しということでは考えていません。できるものから少しずつ見直しの方向性を定めていってご理解をいただいた上で見直しをしてできるものについては、改善を図っていこうというふうに考えております。どの大会も、今までの経過とか今まで取組んできた自治会の方とか体協の方の思いや願いもありますから、そういうものも大切にしながら見直し等をしていく必要があると思っています。4番についてはここに書いてあるような内容で、1つめは個別計画が必要な場合は別途計画をします。2つめは内容の推進にあたっては、スポーツ推進委員、体育協会、自治会等の地域の関係団体の協力のもとに多くの町民が参加できる体制づくりを進めるというふうに考えています。以上が町民スポーツ推進計画案となります。

説明は以上となりますので、ここからは委員の皆様の協議をお願いします。今の説明について、ご質問やご意見がありましたら、どの部分でも構いませんのでお願いします。いかがでしょうか。

委員： 目標と方針に関わってくるかと思うのですが、子どものスポーツ活動への支援の充実ということで読んでいくとスポーツに取り組む環境をとということで、子どもたちが主体的に取り組めるようなそういう整備をしていこうという、子どもがこんなスポーツをやりたいとか、こういうところでやりたいとか、スポーツに対して主体的に取り組ませていきたいというものが出てくると思うのですが、町民全体でいくと、生涯スポーツということで考えたときに、子ども以外の大人、年配者、そういう人たちの健康的な生活つくりのために、主体的にスポーツをしていけるような、そういう整備をしていってあげる。そういう取り組みをとというのが必要じゃないのかなという。子どもだけじゃなくて、大人の部分もあっていいんじゃないのかと思いました。

教育長： そのことについては、大人の部分と子どもの部分を分けますが、基本的にここではボッチャというものは新たな取組みとなりますが、他のものについては、今までのスポーツ活動というものを前提としながら、今までの経過とか取組んできた人、また組織を作ってきた方の思いや願いがありますから、そういうものを前提としながら徐々に見直しを図っていくというように考えております。例えば子どものスポーツ活動というのは、今あるようなスポーツの団体とか個人で取組んでいる子どもたちが、今の団体とか、これからできる団体、または個人で取組んでいる子どもたちが、少しでも少子化の中でもスポーツの活動をしやすくするという視点を強く持っております。大人については、例えばウォーキング等もあります。それからグランドゴルフ等があります。これらは既に行っている方がおります。それはそれで、今行っているものについては大事にしていくというふうに考えております。特に支援をしていきたいというのは、子どものスポーツ活動の部分で大人の方が行っている、個人で行っている、グループで行っている、サークルで行っているウォーキングやグランドゴルフについては今の状態を大事にしていってあげるということを考えています。その主体性というのは、基本的にスポーツそのものが主体的な取組みですから、ここでは特にスポーツに親しむ習慣の中に主体的に関わっていくということで、特にここでは主体的にというようなことについては取上げておりませんが、スポーツそのものが主体的な取組みだというふうにしております。以上です。

他にご質問ご意見がありましたらお願いします。よろしいですか。では、町民スポーツ推進計画案のとおりお認めをいただける方は挙手をお願いします。

全委員： (全員挙手)

教育長： 全員賛成です。では、協議事項の2番、町議会9月定例会提出の補正予算について事務局をお願いします。

(2) 町議会9月定例会提出の補正予算について

課長： 資料2をご覧ください。こちらが9月議会に提出する補正予算の案でございます。7月19日に町長査定が終わりまして、一応、町側から提出する案について了解を得ているということで、本日皆さんにご説明させていただいてご了解をいただくということです。まず1ページ目でございます。こちらは14款県支出金2項県補助金7目教育費県補助金で歳入でございます。1節の社会教育費補助金で土曜日の教育活動支援事業費補助金、これが補助金の内定による補助金額が確定をしましたのでそれに伴う減額補正をするということでございます。59,000円の減額でございます。裏面の2ページをご覧ください。以降は歳出でございます。まず2ページ目は9款教育費3項中学校費1目学校管理費でございます。そのうちの11節需要費の修繕料の補正です。中学校音楽室空調設更新工事、現在2台あるエアコンなんですけど、不具合の1台を更新するものでございます。今年度につきましては空調機の更新工事を行う予定でございますが、

ここは既にあるということなので、この事業とは別に修繕料を補正するものです。補正金額につきましては654,528円で補正額は655,000円を要求する予定です。続きまして3ページをご覧ください。3ページの方は9款教育費5項社会教育費1目社会教育総務費19節負担金、補助及び交付金ということで、これは額が記載されておりませんのは、先ほど歳入の方で説明いたしました真鶴土曜教室の補助金、この額の確定による財源更正によるもので、補助金を減額し一般財源を増額するということでございます。4ページをお願いします。9款教育費5項社会教育費6目美術館費の補正でございます。こちら12節の役務費、通信運搬費の補正でございます。電話料84,240円を増額補正するものです。こちらの方は4月に箱根の彫刻の森美術館から篠山紀信の写真パネル、実は中川一政画伯が大観山で絵を描いている、その写真パネルを寄贈していただけたということになりまして、その運搬費については真鶴町の方で持って下さいという話の中でこの運搬料を既に支出したものでございます。その為、電話料金の不足が生じるのでその分を補正するというので、85,000円の増額補正です。次の手数料、こちらにつきましては、防災・防火管理新規講習受講料ということで9,500円、手数料650円、合わせて11,050円を増額補正するものです。こちらの方は消防の方から指摘がありまして、美術館の防火・防災管理者、これにつきましては館に常勤する職員にさせていただくようにという指摘がありましたのでこれを受けて、新たに講習を受けるものでございます。以上の歳入・歳出の補正予算を提出する予定でございます。

教育長： 今の説明についてご質問やご意見がありましたらお願いします。

委員： 土曜教室の補助金の件で県の補助金はいつも年度途中で決まっていますか。

課長： 基本的に色々な市町村から集まった補助金要望を総額の中で分配するので、満額を要求するのですが、なかなかそのとおりにいかないの、若干の減額があつたりして、それで今回はその分減額された確定数値がきましたので、その分減額して一般財源を入れるということで対応しています。

委員： この補助金は大体そうやって対応するものなのですか。

課長： そうですね。総額で決まっている県の枠がありますので、そういったものについては満額補助というのは得られないです。今年度、貴船祭りの小早船の修繕、国の方に出してますけど、全額出れば2分の1補助だったのですが、やはり国の方も補助金額が決まっていて、その中の真鶴町の配分は幾らですよということで、大体3分の1、予定している満額とは2分の1の補助金を要求したんですけど3分の1の補助になります。そういうことは国の補助金、県の補助金は多々あります。

委員： 想定外ということですね。

課長： ある程度。

教育長： 他にいかがですか。私の方からですけど、土曜教室の内定額が 59,000 円減になったと、それを一般財源で財源補正していくということですよ。3 ページの表の見方なのですけど、59,000 円という数字は全く出てこないんですけど、どう見たらいいのですか。

課長： 予算書になると、財源の内訳が表記されるんですが、そのところに県の補助金 59,000 円、町の補助金一般財源 59,000 円増えましたよという表記があります。この最終予算の要求書の中には一切表記がされないということなので、ただ、財源更正がありますよということだけは、ここの歳出のところでも正誤をつけるためにうたってあるということで、今回、皆さんにご提出するのを迷ったんですけど、一応、歳出の方はそういう表記があるんだということを知ってもらうために出しました。ただ、ここには書いていないということが分りにくい資料の提出になって申し訳ありませんでした。

教育長： よくわからなかったのが、補正前の予算額があって、補正後の予算額があって、これとこれが全く同じだったから、52,900 円はどこにいったのかなというのが、最初分らなかったです。

課長： 実際、支出する額は同じですので、財源があくまでも入ってくる金の出どころが違うだけです。

教育長： わかりました。他によろしいでしょうか。では、この内容で町議会 9 月定例会に提出をするということをお認めいただける方は挙手をお願いします。

全委員： (全員挙手)

教育長： 全員賛成です。以上をもちまして本日の協議事項は終わります。

報告事項： 施設の月別利用状況、事業計画等を説明

教育長： 以上をもちまして 7 月の定例会を終わりにします。